

○青森県県営住宅条例

昭和三十六年十二月二十日
青森県条例第六十九号

〔青森県県営住宅管理条例〕をここに公布する。

青森県県営住宅条例

(昭三九条例五二・改称)

(趣旨)

第一条 この条例は、県営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法令及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(昭三九条例五二・平一七条例六・平一九条例三四・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県営住宅 県が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係るもの並びに青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)第二条第一号に規定する特定公共賃貸住宅について用途の変更を行い、低額所得者に賃貸することとした住宅及びその附帯施設(以下「準県営住宅」という。)をいう。
- 二 共同施設 県営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路並びに駐車場をいう。
- 三 収入 公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「令」という。)第一条第三号に規定する収入をいう。

(昭三七条例六三・昭四四条例二一・昭四六条例二二・平九条例三一・平一九条例三四・一部改正)

(設置)

第三条 県営住宅の団地を別表のとおり設置する。

2 県営住宅の団地ごとの県営住宅の戸数及び共同施設は、規則で定める。

(昭五九条例一六・全改)

(入居者資格)

第四条 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - イ 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ロ 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ニ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ホ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
- 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

2 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める金額は、二十一万四千元とする。

3 法第二十三条第一号ロに規定する条例で定める金額は、十五万八千元とする。

4 県営住宅の入居者は、法第二十三条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- 一 その者が老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者でない場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- 二 その者又はその同居者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員

ロ 県税又は県営住宅の家賃を滞納している者

(平二四条例四三・全改、平二六条例八八・一部改正)

(入居者資格の特例)

第四条の二 県営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第四十四条第三項の規定による県営住宅の用途の廃止により当該県営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他

の県営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第四項第一号及び第二号（口に係る部分に限る。）に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 法第四十条第一項の規定により入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合においては、その者については、前条第四項第一号及び第二号（口に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（平二六条例八八・追加）

（入居の承認）

第五条 県営住宅の入居者資格を有する者（法第二十三条各号及び第四条第四項各号に掲げる条件を具備する者をいう。以下同じ。）は、県営住宅に入居しようとするときは、県営住宅入居申込書に所得に関する事項を明らかにする書類その他の規則で定める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（平九条例三一・全改、平二〇条例三三・平二四条例四三・平二六条例八八・一部改正）

（入居者の選考）

第六条 知事は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき県営住宅の戸数を超える場合においては、当該入居の申込みをした者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの県営住宅に入居することができるよう配慮し、次の各号の一に該当する者のうちから、住宅困窮の度合の高い順位に入居を決定するものとする。

一 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

二 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

三 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

四 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき理由に基づく場合を除く。）

五 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

六 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者

2 知事は、前項の場合において住宅困窮順位の定め難いときは、公開抽せんにより入居者を決定するものとする。

（昭三九条例五二・旧第五条繰下、昭五五条例六一・一部改正）

（入居補欠者等）

第七条 知事は、前条の規定により入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 知事は、第五条の規定により入居の承認を受けた者が県営住宅に入居しないときは、当該県営住宅に係る前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い、実情審査の上、入居者を決定するものとする。

3 知事は、前項の規定にかかわらず、災害、不良住宅の撤去、法第二条第十五号に規定する公営住宅建替事業による同条第二号に規定する公営住宅の除却その他令第五条に規定する特別の理由のある者で速やかに県営住宅に入居させることが必要と認められたものを優先して入居させることができる。

（昭三九条例五二・旧第六条繰下・一部改正、昭四六条例二二・昭六一条例四四・平七条例九・平九条例三一・平一九条例三四・一部改正）

（入居手続）

第八条 県営住宅の入居の承認を受けた者は、知事が指定する日までに、次の各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、第一号に掲げる手続を要しない。

一 保証人（県内に居住し、独立の生計を営み、かつ、県営住宅の入居の承認を受けた者と同程度以上の収入を有する者で知事が適当と認めるものに限る。）二人の連署する請書を提出すること。

二 第十四条に規定する敷金を納付すること。

2 県営住宅の入居の承認を受けた者が、やむを得ない事情により前項の日までに入居の手続をすることができない場合において、知事の承認を得たときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指定する日までに、同項に定める手続をすることができる。

3 知事は、県営住宅の入居の承認を受けた者が、第一項又は前項の手続を完了したときは、すみやかにその者に対して入居のできる日を通知するものとする。

4 知事は、県営住宅の入居の承認を受けた者が、第一項又は第二項の日までに第一項各号の手続をしないときは、入居の承認を取り消すことができる。

（昭三九条例五二・旧第七条繰下・一部改正、平九条例三一・一部改正）

（入居期限等）

第八条の二 県営住宅の入居の承認を受けた者は、前条第三項の規定により通知された入居のできる日から七日以内に、県営住宅に入居しなければならない。

2 県営住宅の入居の承認を受けた者が、やむを得ない事情により前項の期間内に県営住宅に入居することができない場合において、知事の承認を得たときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指定する日までに、入居することができる。

3 県営住宅の入居の承認を受けた者は、県営住宅に入居したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、県営住宅の入居の承認を受けた者が、第一項の期間内又は第二項の日までに県営住宅に入居しないときは、入居の承認を取り消すことができる。

(平七条例九・追加、平九条例三一・一部改正)

(家賃の額)

第九条 県営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第二項又は第三項の規定により認定された入居者に係る収入(同条第四項の規定により更正されたときは、更正後の収入。第十条の二第一項及び第二項において同じ。)に応じ、近傍同種の住宅の家賃(第三項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第二条に規定する方法により、知事が定める。ただし、次条第一項の規定による申告がない場合において、知事が法第三十四条(第二十八条の二)において準用する場合を含む。次条第三項において同じ。の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないとき(次条第三項の規定により当該入居者に係る収入が認定された場合を除く。)は、当該県営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 新たに県営住宅の入居の承認を受けた者に係る県営住宅の毎月の家賃については、当該者の入居の申込みに係る収入(第五条の規定により提出された書類に基づき、次条第二項の規定の例に準じて認定された収入をいう。)を前項の入居者に係る収入とみなして同項本文の規定を適用する。

3 第一項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第三条に規定する方法により、知事が定める。

(平九条例三一・全改、平一九条例三四・平二九条例三八・一部改正)

(収入の認定等)

第十条 入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、知事に所得に関する事項を申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申告に基づき、当該入居者に係る収入を認定し、当該収入を当該入居者に通知するものとする。

3 知事は、入居者(公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号)第八条各号に掲げる者に限る。)が第一項の規定による申告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、同令第九条に規定する方法により当該入居者に係る所得に関する事項を把握し、当該入居者に係る収入を認定することができる。この場合において、知事は、当該収入を当該入居者に通知するものとする。

4 入居者は、第二項又は前項の規定による認定に関し不服があるときは、規則で定めるところにより、知事に意見を述べることができる。この場合において、知事は、述べられた意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定に係る収入を更正するものとする。

(平九条例三一・全改、平二九条例三八・一部改正)

(収入超過者及び高額所得者の認定等)

第十条の二 知事は、毎年度、前条第二項又は第三項の規定により認定された入居者に係る収入が令第八条第一項に規定する金額を超える入居者で当該県営住宅に引き続き三年以上入居しているものがあるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2 知事は、毎年度、前条第二項又は第三項の規定により認定された入居者に係る収入が最近二年間引き続き令第九条に規定する金額を超える入居者で当該県営住宅に引き続き五年以上入居しているものがあるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

3 前条第四項の規定は、前二項の規定による認定について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項又は前項」とあるのは「第一項又は前項」と、「当該認定に係る収入を更正する」とあるのは「当該認定を取り消す」と読み替えるものとする。

(平九条例三一・追加、平二九条例三八・一部改正)

(収入超過者の家賃の額)

第十条の三 前条第一項の規定により収入超過者と認定された入居者に係る県営住宅の令第八条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の表の上欄に掲げる年度の毎月の家賃は、第九条第一項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の額から同項本文の規定により知事が定めた家賃の額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の下欄に掲げ

る入居者に係る収入の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる率を乗じて得た額に、同項本文の規定により知事が定めた家賃の額を加えて得た額とする。

(平九条例三一・追加、平一八条例三九・平二九条例三八・一部改正)

(高額所得者の家賃の額)

第十条の四 第十条の二第二項の規定により高額所得者と認定された入居者に係る県営住宅の毎月の家賃は、第九条第一項及び前条の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

(平九条例三一・追加)

(公営住宅建替事業及び県営住宅の用途の廃止に係る家賃の特例)

第十条の五 知事は、法第四十条第一項の規定により入居者を新たに整備された県営住宅に入居させる場合又は県営住宅の用途の廃止による県営住宅の除却に伴い当該県営住宅の入居者を他の県営住宅に入居させる場合において、新たに入居する県営住宅の家賃が従前の県営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第九条第一項、第十条の三又は前条の規定にかかわらず、当該入居者の家賃につき、新たに入居する県営住宅の家賃の額から従前の県営住宅の最終の家賃の額を控除して得た額に令第十二条の表の上欄に掲げる入居期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を減額するものとする。

(平九条例三一・追加、平一九条例三四・平二九条例三八・一部改正)

(家賃の徴収方法)

第十一条 家賃は、第八条第三項に規定する入居のできる日から県営住宅を明け渡した日(法第二十九条第一項(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十八条及び第十九条第一項において同じ。))若しくは第三十八条第一項の規定による明渡しの請求又は法第三十二条第一項第二号から第六号まで(第六号を除き、第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第二項において同じ。))の規定に該当することにより法第三十二条第一項の規定による明渡しの請求が行われたときは知事が指定した当該明渡しの期限(法第二十九条第八項(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第一項において同じ。))の規定により当該期限を延長したときは、延長後の期限)が到来する日(その日前に明け渡したときは、その明け渡した日)、法第三十二条第一項第一号(第二十八条の二において準用する場合を含む。))の規定に該当することにより同項の規定による明渡しの請求が行われたときは当該明渡しの請求が行われた日)まで徴収する。

- 2 前項の場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算によつて徴収する。
- 3 知事は、入居者が第十七条第一項に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの家賃を徴収するものとする。

(昭三九条例五二・旧第十条繰下・一部改正、平九条例三一・平一九条例三四・平二九条例二九・一部改正)

(家賃の納期限)

第十二条 家賃は、毎月末日(入居者が月の中で県営住宅を明け渡すときは、当該県営住宅の明渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければならない。

(昭三九条例五二・旧第十一条繰下、平九条例三一・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第十三条 知事は、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、家賃の減免又は徴収猶予をすることができる。

- 一 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。
- 二 入居者に係る収入が著しく減少したとき。
- 三 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- 四 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- 五 その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(昭三九条例五二・旧第十二条繰下、平九条例三一・一部改正)

(敷金)

第十四条 知事は、県営住宅の入居の承認を受けた者から第九条第二項の規定により定めた県営住宅の毎月の家賃の額の三倍に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

- 2 前項の規定により徴収した敷金は、入居者が県営住宅を立ち退くときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金(これらの督促手数料及び延滞金を含む。)があるときは、敷金をこれらに充当することができる。
- 3 敷金には、利子を付けない。
- 4 知事は、次の各号に掲げる場合において、必要と認めるときは、敷金の減免又は徴収猶予をすることができる。
 - 一 県営住宅の入居の承認を受けた者に係る収入が著しく低額であるとき。
 - 二 県営住宅の入居の承認を受けた者又は同居予定者が病気にかかったとき。
 - 三 県営住宅の入居の承認を受けた者又は同居予定者が災害により著しい損害を受けたと

き。

四 その他前三号に準ずる特別の事情があるとき。

(昭三九条例五二・旧第十三条繰下・一部改正、平九条例三一・一部改正)

(修繕費用の負担)

第十五条 県営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、ふすまの張替え、壁、天井等の塗替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器、錠等その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、県の負担とする。

2 入居者の責に帰すべき理由によつて前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、知事の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(昭三九条例五二・旧第十四条繰下・一部改正、平九条例三一・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第十六条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

一 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

二 汚物及びじんかいの処理に要する費用

三 共同施設の使用に要する費用

四 環境の維持整備に要する費用

2 前項第一号の費用のうち入居者の共同の利用に供する給排水施設、汚水処理施設及びエレベーターに係る電気の使用料について知事がこれらの施設に係る県営住宅の入居率等を勘案してその全部を入居者に負担させることが適当でないとき認めるときは、県がその一部を負担するものとする。

(昭三九条例五二・旧第十五条繰下、昭五四条例三三・平九条例三一・一部改正)

(迷惑行為の禁止)

第十六条の二 入居者又は同居者は、周辺的生活環境を害する行為その他の他人に迷惑をかける行為をしてはならない。

(平二〇条例三三・追加)

(長期不在の禁止)

第十六条の三 入居者は、正当な理由がなく、引き続き十五日以上不在となつてはならない。

(平二〇条例三三・追加)

(検査)

第十七条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、五日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出て、当該県営住宅について、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 知事は、県営住宅の管理上必要があるとき認めるときは、県営住宅監理員又はその指定する職員に随時県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

3 前項の検査において、県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承認を得なければならない。この場合において、当該県営住宅の入居者は、正当な理由がなければ同項の検査を拒むことができない。

4 第一項及び第二項の規定により検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平九条例三一・全改)

(明渡期限の延長)

第十八条 知事は、法第二十九条第一項の規定による明渡しの請求を受けた者が災害により著しい損害を受けたことその他特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

(平七条例九・追加、平九条例三一・旧第十八条の二繰上・一部改正)

(明渡請求の期限到来後に徴収する金銭)

第十九条 知事は、法第二十九条第一項の規定による明渡しの請求を受けた者が同項の期限(同条第八項の規定により当該期限を延長したときは、延長後の期限)が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、当該期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

2 知事は、法第三十二条第一項第二号から第六号までの規定に該当することにより同項の規定による明渡しの請求を受けた者が知事が指定した当該明渡しの期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、当該期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

3 知事は、法第三十八条第一項の規定による明渡しの請求を受けた者が同項の期限が到来しても県営住宅を明け渡さない場合には、当該期限が到来した日の翌日から当該県営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額の金銭を徴収するものとする。

- 4 第十一条第二項及び第三項並びに第十三条第二号から第五号までの規定は第一項に規定する金銭について、第十一条第二項及び第三項の規定は前二項に規定する金銭について準用する。

(平九条例三一・全改、平一九条例三四・平二九条例二九・一部改正)

(社会福祉事業に係る使用の許可)

第二十条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人及び公営住宅法第四十五條第一項の事業等を定める省令(平成八年/厚生省/建設省/令第一号)第二條各号に掲げる者は、県営住宅を同令第一條各号に掲げる事業(以下「社会福祉事業」という。)のために使用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可の申請があつた場合において、県営住宅を社会福祉事業のために使用させることが必要であり、かつ、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がないと認めるときは、許可をすることができる。
- 3 知事は、第一項の許可に県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要な条件を付することができる。

(平九条例三一・全改、平一二条例一四四・一部改正)

(使用開始期限等)

第二十一条 前条第一項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、知事が指定する日までに県営住宅の使用を開始しなければならない。

- 2 使用者は、やむを得ない事情により前項の日までに県営住宅の使用を開始することができない場合において、知事の承認を得たときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に指定する日までに使用を開始することができる。
- 3 使用者は、県営住宅の使用を開始したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(平九条例三一・追加)

(社会福祉事業に係る使用料)

第二十二条 使用者は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。

(平九条例三一・追加)

(社会福祉事業に係る使用の許可の取消し)

第二十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 使用者が第二十条第三項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 使用者が第二十一条第一項又は第二項の知事が指定する日までに県営住宅の使用を開始しないとき。
- 三 使用者が偽りその他不正な手段により当該許可を受けたとき。
- 四 県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

(平九条例三一・追加)

(報告)

第二十四条 知事は、県営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、使用者に対し、当該県営住宅の使用の状況について報告を求めることができる。

(平九条例三一・追加)

(準用)

第二十五条 第十五條、第十六條及び第十七條並びに法第二十七條第一項から第四項までの規定は、使用者が県営住宅を使用する場合について準用する。この場合において、これらの規定(第十六條第二項を除く。)中「入居者」とあるのは「使用者」と、第十六條第二項中「入居者」とあるのは「入居者及び使用者」と、法第二十七條第二項中「その入居の権利」とあるのは「当該許可に基づく権利」と読み替えるものとする。

(平九条例三一・追加、平二〇条例三三・一部改正)

(特例入居の承認)

第二十六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第三條第四号イ又はロに掲げる者(県営住宅の入居者資格を有する者及び青森県特定公共賃貸住宅条例第四條第二項の条件を具備しない者を除く。以下「中堅所得者」という。)は、県営住宅に入居しようとするときは、県営住宅特例入居申込書に所得に関する事項を明らかにする書類その他の規則で定める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認の申請があつた場合において、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の中堅所得者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により県営住宅を中堅所得者に使用させることが必要であり、かつ、県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障がないと認めるときは、承認をすることができる。

(平九条例三一・追加、平二〇条例三三・一部改正)

(特例入居に係る家賃の額)

第二十七条 前条第一項の承認を受けた者に係る県営住宅の毎月の家賃は、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める。

(平九条例三一・追加)

(特例入居に係る県営住宅の管理)

第二十八条 中堅所得者が県営住宅に入居する場合には、当該入居を県営住宅の入居者資格を有する者の県営住宅への入居とみなして、第八条(第一項ただし書を除く。)、第八条の二、第十一条、第十二条、第十四条第一項から第三項まで、第十五条から第十七条まで及び第十九条第二項から第四項まで並びに法第二十七条、第三十二条及び第三十八条の規定を適用する。この場合において、第十一条第一項中「第二十九条第一項(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十八条及び第十九条第一項において同じ。)若しくは第三十八条第一項とあるのは「第三十八条第一項」と、「期限(法第二十九条第八項(第二十八条の二において準用する場合を含む。第十九条第一項において同じ。))の規定により当該期限を延長したときは、延長後の期限)」とあるのは「期限」と、第十四条第一項中「第九条第二項の規定により定めた県営住宅の毎月の家賃の額の三倍」とあるのは「家賃の額の三倍」と、第十九条第四項中「第十一条第二項及び第三項並びに第十三条第二号から第五号までの規定は第一項に規定する金銭について、第十一条第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第十一条第二項及び第三項の規定は、」と、法第三十二条第一項第五号中「第四十八条」とあるのは「第四十五条第四項」と、法第三十八条第一項中「前条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による通知」とあるのは「その旨の通知」とする。

2 青森県特定公共賃貸住宅条例第五条、第七条及び第八条の規定は、中堅所得者が県営住宅に入居する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定公共賃貸住宅」とあるのは「県営住宅」と、同条例第五条中「前条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において県営住宅に入居させることが適当である者として知事が認めるもの(以下「災害等の特別の事情がある者」という。)」と、同条例第八条第二項中「第六条の規定により入居の承認を受けた者(以下「入居承認者」という。)」とあるのは「青森県県営住宅条例第二十六条第一項の承認を受けた者」と、同条例第三項中「第四条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「災害等の特別の事情がある者」と読み替えるものとする。

(平九条例三一・追加、平二条例一三〇・平一八条例三九・平一九条例三四・平二〇条例三三・平二四条例四三・平二九条例二九・一部改正)

(準県営住宅の管理)

第二十八条の二 法第二十条から第二十二條まで、第二十四条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三項から第五項まで及び第八項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第四項まで(第一項第六号を除く。)並びに第三十四条の規定は、準県営住宅の管理について準用する。この場合において、法第二十条、第二十一条、第二十七条、第二十八条第一項、第二十九条第一項及び第五項並びに第三十二条第一項から第三項までの規定中「公営住宅」とあるのは「準県営住宅」と、法第二十二條第一項中「公営住宅に」とあるのは「準県営住宅に」と、「公営住宅の入居者」とあるのは「準県営住宅の入居者」と、法第二十四条第一項及び第三十一条第一項中「他の公営住宅」とあるのは「準県営住宅」と、法第三十四条中「第十六条第一項若しくは第四項若しくは第二十八条第二項若しくは第四項」とあるのは「青森県県営住宅条例(以下「条例」という。)第九条第一項若しくは第十条の三」と、「第十六条第五項(第二十八条第三項若しくは第五項又は第二十九条第九項において準用する場合を含む。)」とあるのは「条例第十三条(第一号を除き、条例第十九条第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)」と、「第十八条第二項」とあるのは「条例第十四条第四項」と、「第十九条(第二十八条第三項又は第二十九条第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「条例第十三条若しくは第十四条第四項」と、「第二十九条第一項の規定による明渡しの請求、第三十条第一項の規定によるあつせん等又は第四十条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「又は第二十九条第一項の規定による明渡しの請求」と、「公営住宅の」とあるのは「準県営住宅の」と読み替えるものとする。

(平一九条例三四・追加、平二九条例二九・一部改正)

(駐車場の利用の承認)

第二十九条 入居者又は同居者は、駐車場を利用しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認に駐車場の管理のため必要な条件を付することができる。

(平一六条例五四・全改)

(駐車場の使用料)

第三十条 前条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)は、駐車場の整備及び管理に要する費用等を勘案して規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 知事は、特別の事情があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(平一六条例五四・追加)

(駐車場の利用の承認の取消し)

第三十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二十九条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 駐車場利用者が第二十九条第二項の規定により付した条件に違反したとき。
- 二 駐車場利用者が偽りその他不正な手段により当該承認を受けたとき。
- 三 駐車場利用者が駐車場の使用料を三月以上滞納したとき。
- 四 駐車場利用者が駐車場を故意にき損したとき。
- 五 駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(平一六条例五四・追加)

(施行事項)

第三十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭三九条例五二・旧第二十条繰下、昭六二条例三八・旧第二十一条繰下、平九条例三一・旧第二十二條繰下、平一六条例五四・旧第三十一条繰下、平一七条例六・旧第三十三條繰上)

附 則

- 1 この条例は、昭和三十七年二月一日から施行する。
- 2 青森県営復興住宅使用料徴収条例(昭和三十二年四月青森県条例第十四号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際、現に知事の許可を受けて県営住宅に入居している者は、この条例の規定による承認を受けて入居している者とみなす。
- 4 前項の者については、第十四条の規定は、適用しない。
(昭三九条例五二・一部改正)
- 5 法附則第五項の規定による貸付けを受けて建設される県営住宅に係る第二条第一号の規定の適用については、同号中「補助」とあるのは、「補助又は法附則第五項の規定による無利子の貸付け」とする。

(平元条例三七・追加、平九条例三一・一部改正)

附 則(昭和三十七年条例第六三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第五二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第七六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第二一号)

- 1 この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第五号の改正規定中「二千元」を「三千元」に改める部分は、公布の日から施行し昭和三十九年十二月一日から適用し、別表中御園団地の項を削る改正規定は、昭和三十九年三月三十一日から施行する。
- 2 知事は、この条例による改正後の青森県県営住宅条例第二条第五号の規定により昭和三十九年十二月一日において収入が公営住宅法施行令(昭和三十九年政令第二百四十号)に定める基準をこえないこととなる入居者が同日以後に納付した割増賃料に相当する額を、昭和三十九年四月三十日までに還付するものとする。

附 則(昭和三十九年条例第四一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第六一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第七二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第二二号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第七条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三十九年条例第四五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和三十九年規則第七九号で昭和三十九年一月二〇日から施行。ただし、別表中「二百七十八戸」を「三百二十二戸」に改める改正規定は昭和三十九年一月一日から施行)

附 則(昭和四七年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四七年条例第四五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和四七年規則第八一号で昭和四七年一月一日から施行。ただし、別表中「七十四戸」を「百戸」に改める改正規定及び同表に山田団地の項を加える改正規定は昭和四七年十一月九日から施行)

附 則(昭和四八年条例第二二二号)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和四八年条例第四四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和四八年規則第七二二号で昭和四八年一月一日から施行)

附 則(昭和四八年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年条例第六〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年条例第一八号)

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(昭和五〇年条例第五三三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第三三三号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第五五号)

この条例は、昭和五十一年八月一日から施行する。

附 則(昭和五一年条例第六七号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、上平団地及び金谷団地に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和五二年規則第二二二号で昭和五二年三月一日から施行)

附 則(昭和五二年条例第八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十八条第二項各号の改正規定並びに別表の改正規定中平和台団地及び河原木団地の戸数に係る部分並びに広田団地の項を加える部分は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和五二年条例第二六号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、改正規定中広田団地の位置に係る部分は、公布の日から施行する。

(昭和五二年規則第五六号で河原木団地、上平団地及び金谷団地に係る改正規定は昭和五二年一月一日、広田団地に係る改正規定(位置に係る部分を除く。)は昭和五二年一月一日から施行)

附 則(昭和五三年条例第一九号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、改正規定中「

弘前市大字高田

」を「

弘前市大字高田一丁目

」に改める部分は、公布の日から施行する。

(昭和五三年規則第二九号で昭和五三年四月二〇日から施行)

附 則(昭和五三年条例第四一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五三年規則第六六号で昭和五三年一月一日から施行)

附 則(昭和五三年条例第四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第九号)

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第二七号)

この条例は、昭和五十四年八月一日から施行する。

附 則(昭和五四年条例第三三三号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和五四年規則第五一号で昭和五四年一二月一五日から施行)

附 則(昭和五四年条例第四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正規定中河原木団地に係る部分は、昭和五十四年十二月二十五日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第三二号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五五年条例第五三号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五五年規則第五一号で昭和五五年一〇月一日から施行)

附 則(昭和五五年条例第六一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第一二号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第二五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表中浜の町団地の項の次に宮園団地の項を加える改正規定は、昭和五十六年七月一日から施行する。

(昭和五六年規則第三一号で河原木団地の項の改正規定(中層三階建の住宅に係る部分に限る。)は昭和五十六年八月一日、南桜川団地の項の次に戸山団地の項を加える改正規定及び河原木団地の項の改正規定(中層五階建の住宅に係る部分に限る。)は昭和五十六年一〇月一日から施行)

附 則(昭和五六年条例第三三号)

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。ただし、改正規定中野木和団地に係る部分は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第二三号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第三四号)

この条例は、昭和五十七年八月一日から施行する。ただし、別表野木和団地の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和五七年規則第四〇号で昭和五七年一〇月一日から施行)

附 則(昭和五七年条例第四〇号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表白銀団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和五七年規則第四九号で多賀台団地の項及び是川団地の項の改正規定は昭和五七年一二月二〇日、野木和団地の項及び岬台団地の項の改正規定並びに宮園団地の項の次に茂森団地の項を加える改正規定は昭和五七年一二月二〇日から施行)

附 則(昭和五七年条例第四八号)

この条例は、昭和五十七年十二月二十一日から施行する。ただし、別表戸山団地の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和五八年規則第八号で昭和五八年四月一日から施行)

附 則(昭和五八年条例第三六号)

この条例は、昭和五十八年十一月一日から施行する。ただし、別表野木和団地の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和五八年規則第五九号で昭和五八年一二月二〇日から施行)

附 則(昭和五九年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年条例第五一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六一年条例第四四号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中宮園団地の項の次に宮園第二団地の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和六一年規則第五一号で昭和六一年九月一日から施行)

2 改正後の青森県県営住宅条例第十八条第二項の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

附 則(昭和六二年条例第一八号)

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県営住宅条例第九条の規定は、昭和六十四年四月分以後の家賃の額について適用する。

3 昭和六十四年三月分までの家賃の額については、改正前の青森県県営住宅条例第九条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關す

る法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附 則(昭和六二年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第五七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年条例第二〇号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年条例第三六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年条例第一二号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第三七号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表小柳団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成六年規則第四一号で別表岬台団地の項の次に白山台団地の項を加える改正規定は平成六年八月一日から施行)

(平成六年規則第四七号で別表戸山団地の項の次にベイサイド柳川の項を加える改正規定は、平成六年九月一日から施行)

附 則(平成七年条例第九号)

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第七条第四項の改正規定及び第十八条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県県営住宅条例第八条の二の規定は、平成七年四月一日以後に県営住宅の入居の承認を受けた者について適用する。

附 則(平成七年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表宮園第二団地の項の次に宮園第三団地の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成七年規則第六六号で平成七年十月一日から施行)

附 則(平成七年条例第五四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年条例第三一号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の次に九条を加える改正規定(第二十六条から第二十八条までに係る部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(平成九年規則第七一号で平成九年十月一日から施行)

2 この条例の施行の日において現に改正前の青森県県営住宅条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づいて設置し、及び管理している県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の青森県県営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第四条、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十八条及び第十九条の規定は適用せず、改正前の条例第八条の三から第十一条まで、第十三条、第十四条、第十七条から第十八条の二まで及び第二十条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の県営住宅又は共同施設に係る改正後の条例第二十二条及び第二十七条の規定の適用については、平成十年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十二条中「近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める額」とあるのは「青森県県営住宅条例の一部を改正する条例(平成九年三月青森県条例第三十一号)附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の青森県県営住宅条例(以下「旧条例」という。)第九条又は第十条の規定により知事が定めた家賃に相当する額」と、改正後の条例第二十七条中「近傍同種の住宅の家賃以下で知事が定める」とあるのは「旧条例第九条又は第十条の規定により知事が定めた家賃に一・四を乗じて得た額とする」とする。

4 改正後の条例第九条、第十条の三又は第十条の四の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第二項の県営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、平成十年三月三十一日以前においても改正後の条例の例によりすることができる。

5 平成十年四月一日において現に附則第二項の県営住宅に入居している者の平成十年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る改正後の条例第九条第一項本文又は

第十三条の規定による家賃の額が改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額を超える場合にあっては改正後の条例第九条第一項本文又は第十三条の規定による家賃の額から改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る改正後の条例第十条の三、第十条の四又は第十三条の規定による家賃の額が改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額に改正前の条例第十八条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては改正後の条例第十条の三、第十条の四又は第十三条の規定による家賃の額から改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額及び改正前の条例第十八条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、改正前の条例第九条、第十条又は第十三条の規定による家賃の額及び改正前の条例第十八条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成十年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

6 平成十年四月一日前に改正前の条例の規定によってした手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

附 則(平成一〇年条例第五四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年条例第四一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一一年規則第七九号で平成一一年八月一日から施行)

附 則(平成一二年条例第一三〇号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一四四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年条例第一六五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第五九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第五四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第六号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第十六項までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成一八年規則第六号で平成一八年四月一日から施行)

附 則(平成一八年条例第三九号)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県営住宅条例第十条の三の規定は、平成十九年度以降の年度の毎月の家賃について適用する。

附 則(平成一九年条例第三四号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第三三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年条例第四三号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二六年条例第八八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第四項第二号口の改正規定は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第二九号)

この条例は、平成二十九年七月二十六日から施行する。

附 則(平成二九年条例第三八号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第三条関係)

(昭五九条例一六・全改、昭五九条例五一・昭六〇条例三九・昭六一条例四四・昭六二条例三八・平元条例五七・平二条例二〇・平二条例三二・平二条例三六・平三条例三七・平六条例三七・平七条例三七・平七条例五四・平一〇条例五四・平一一条例四一・平一五条例五九・平二五条例二七・一部改正)

名称	位置
野木和団地	青森市大字羽白
幸畑団地	青森市幸畑五丁目
桜川団地	青森市桜川三丁目 青森市桜川五丁目
小柳団地	青森市小柳四丁目
平和台団地	青森市大字新城
浜館団地	青森市南佃二丁目
南桜川団地	青森市桜川九丁目
戸山団地	青森市蛭沢四丁目 青森市赤坂一丁目
ベイサイド柳川	青森市柳川一丁目
城西団地	弘前市大字城西三丁目 弘前市大字城西四丁目
小沢団地	弘前市大字桜ヶ丘四丁目
小沢第二団地	弘前市大字桜ヶ丘三丁目
城東団地	弘前市大字高田一丁目
浜の町団地	弘前市大字浜ノ町東五丁目
宮園団地	弘前市大字宮園四丁目
宮園第二団地	弘前市大字宮園四丁目 弘前市大字青山三丁目
宮園第三団地	弘前市大字青山二丁目
茂森団地	弘前市大字茂森新町一丁目
旭ヶ丘団地	八戸市旭ヶ丘一丁目
多賀台団地	八戸市多賀台四丁目
白銀台団地	八戸市白銀台一丁目 八戸市白銀台二丁目
是川団地	八戸市是川一丁目 八戸市是川四丁目
河原木団地	八戸市下長四丁目 八戸市下長五丁目
岬台団地	八戸市岬台四丁目
白山台団地	八戸市北白山台四丁目
ちとせ団地	黒石市ちとせ三丁目
松島団地	五所川原市松島町六丁目
新宮団地	五所川原市若葉三丁目 五所川原市大字長橋
広田団地	五所川原市みどり町五丁目
上平団地	十和田市大字三本木
桜町団地	三沢市桜町三丁目
中央団地	むつ市中央二丁目
昭和団地	むつ市昭和町

山田団地	むつ市山田町
金谷団地	むつ市松山町

○青森県県営住宅規則

昭和三十七年二月十日

青森県規則第八号

〔青森県県営住宅管理条例施行規則〕をここに公布する。

青森県県営住宅規則

(昭三九規則三〇・平九規則二四・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。)及び青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項並びに県営住宅及び共同施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・平一七規則七二・一部改正)

(県営住宅の戸数及び共同施設)

第一条の二 条例第三条第二項に規定する規則で定める県営住宅の団地ごとの県営住宅の戸数及び共同施設は、別表第一のとおりとする。

(昭五九規則一五・追加、平一六規則七四・一部改正)

(入居者資格に係る障害の程度等)

第一条の三 条例第四条第一項第一号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号のいずれかに該当する障害の程度とする。

- 一 身体障害者福祉法施行規則(昭和三十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級から四級までに該当する身体障害の程度
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和三十五年政令第百五十五号)第六条第三項に規定する障害等級が一級又は二級に該当する精神障害の程度
- 三 前号に規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度

2 条例第四条第一項第一号ロに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症とする。

3 条例第四条第四項第一号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

- 一 六十歳以上の者
- 二 障害者基本法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者でその

障害の程度が次のいずれかに該当する障害の程度であるもの

- イ 身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級から四級までに該当する身体障害の程度
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第六条第三項に規定する障害等級が一級から三級までに該当する精神障害の程度
 - ハ ロに規定する精神障害の程度に相当する知的障害の程度
- 三 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第六項症まで又は同法別表第一号表ノ三の第一款症であるもの
- 四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 五 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第一項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十七号)附則第四条第一項に規定する支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百六号)附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- 六 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 七 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第一条第二項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する配偶者暴力防止等法第二条に規定する被害者を含む。)で次のいずれかに該当するもの
- イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者
 - ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの
- 八 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
- 九 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)第二十一条の規定により法第二

十三号各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

十 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十一条の規定により法第二十三条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者

- 4 知事は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員に、当該入居の申込みをした者に面接し、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させ、又は市町村に意見を求めることがある。

(平二四規則一八・追加、平二四規則四九・平二五規則四八・平二六規則三七・一部改正)

(入居承認の申請)

第二条 条例第五条の規定により県営住宅の入居の承認を受けようとする者(以下「入居申込者」という。)は、県営住宅入居申込書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 入居申込者及び同居予定者の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による住民票の写し(以下「住民票の写し」という。)

二 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類

三 入居申込者又は同居予定者が所得金額(公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第一条第三号に規定する所得金額をいう。以下同じ。)を有する者である場合にあっては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該入居の申込みをしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類

(1) 当該入居の申込みをしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得に関する税務署長又は市町村長の証明書(以下「所得証明書」という。)及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類

(2) 当該入居の申込みをしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入(政令第一条第三号に規定する収入をいう。以下同じ。)を同号に規定するところにより算定するのに同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

四 その他知事が必要と認める書類

(昭三九規則三〇・昭六二規則六〇・平九規則二四・平九規則七二・平二六規則五二・平三十規則二・一部改正)

- 2 前項の規定にかかわらず、入居申込者(桜町団地に係る入居申込者を除く。)は、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)を個

人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、前項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

（平三十規則第三七・追加）

（入居の承認書等）

第三条 知事は、条例第六条又は第七条第二項の規定により入居者を決定したときは、県営住宅入居承認書(第三号様式)を入居決定者に交付する。

2 知事は、条例第七条第一項の規定により、入居補欠者を定めたときは、その旨を入居補欠者に通知する。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

（請書）

第四条 条例第八条第一項第一号に規定する請書は、第四号様式によるものとする。

（昭三九規則三〇・一部改正）

（保証人の変更等）

第五条 入居者は、保証人が条例第八条第一項第一号に規定する資格を失ったときその他の理由により保証人を変更しようとするときは保証人変更承認申請書(第五号様式)を、保証人の住所、氏名、勤務先又は電話番号に変更があつたときは保証人住所等変更届(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

（昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、入居決定者又は入居者に対し、保証人の住民票の写し及び所得証明書を提出させることがある。

（平九規則七二・一部改正）

（入居期限延長承認の申請）

第六条の二 条例第八条の二第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅入居期限延長承認申請書(第六号様式の二)を知事に提出しなければならない。

（平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正）

（入居届）

第六条の三 条例第八条の二第三項の規定による届出は、県営住宅に入居した日から十五日以内に、県営住宅入居届(第六号様式の三)に入居者及び同居者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

(平七規則一五・追加、平九規則二四・一部改正)

(所得に関する事項の申告)

第七条 条例第十条第一項の規定による所得に関する事項の申告は、毎年七月末日までに、当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得に関する所得金額等申告書(第七号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出して行わなければならない。

一 入居者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る次に掲げる書類

イ 当該申告をしようとする日の属する年の前年の所得証明書

ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類

二 その他知事が必要と認める書類

(平九規則二四・全改、平九規則七二・平三十規則二・一部改正)

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する申告(桜町団地に係る申告を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項各号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないで行うことができる。

(平三十規則三七・追加)

(収入、収入超過者及び高額所得者に係る認定通知等)

第八条 条例第十条第二項の規定による収入の認定(条例第十条の二第一項及び第二項に規定する入居者に係る収入の認定を除く。)の通知は、収入認定通知書(第八号様式)によるものとする。

2 条例第十条の二第一項の規定により収入超過者と認定された入居者に対する条例第十条第二項及び第十条の二第一項の規定による収入の認定及び収入超過者として認定した旨の通知は、収入超過者認定通知書(第九号様式)によるものとする。

3 条例第十条の二第二項の規定により高額所得者と認定された入居者に対する条例第十条第二項及び第十条の二第二項の規定による収入の認定及び高額所得者として認定した旨の通知は、高額所得者認定通知書(第十号様式)によるものとする。

4 条例第十条第三項前段の規定により意見を述べようとする者は、同条第二項の規定による通知を受けた日から一月以内に、意見書(第十一号様式)に必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 知事は、条例第十条第三項後段の規定により収入を更正したときは、収入更正通知書(第十二号様式)により通知するものとする。

6 前二項の規定は、条例第十条の二第一項及び第二項の規定による認定について準用する。この場合において、第四項中「第十条第三項前段」とあるのは「第十条の二第三項

において準用する第十条第三項前段」と、「同条第二項」とあるのは「第十条の二第一項又は第二項」と、第五項中「第十条第三項後段」とあるのは「第十条の二第三項において準用する第十条第三項後段」と、「収入を更正したときは、収入更正通知書」とあるのは「認定を取り消したときは、収入超過者(高額所得者)認定取消通知書」と読み替えるものとする。

(平九規則二四・追加)

(家賃又は敷金の減免又は徴収猶予の申請等)

第九条 条例第十三条又は第十四条第四項の規定により家賃又は敷金の減免又は徴収猶予を受けようとする者は、県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(第十三号様式)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する者(桜町団地に係る者を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項に規定する書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

(平三十規則三七・追加)

3 知事は、第一項の申請があつたときは、その減免又は徴収猶予の可否を決定し、県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書(第十四号様式)により通知するものとする。

(昭三九規則三〇・一部改正、平九規則二四・旧第八条繰下・一部改正)

(不在届)

第十条 入居者は、その不在期間が十五日以上にわたるときは、県営住宅不在届(第十五号様式)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・旧第九条繰下・一部改正)

(異動届)

第十一条 入居者は、入居者の勤務先に変更があつたとき、又は同居者に異動があつたとき(法第二十七条第五項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。))の規定により知事の承認を得なければならないときを除く。)は、速やかに異動届(第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平七規則一五・一部改正、平九規則二四・旧第十条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正)

(一部転用承認等の申請)

第十二条 法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書(これらの規定を条例第二十

八条の二において準用する場合を含む。)の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ県営住宅一部転用承認申請書(第十七号様式)又は県営住宅模様替(増築)承認申請書(第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・旧第十一条繰下・一部改正、平一九規則四七・一部改正)

(同居承認の申請)

第十三条 法第二十七条第五項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により知事の承認を得ようとする者(以下「同居承認申請者」という。)は、県営住宅同居承認申請書(第十九号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 新たに同居させようとする者の住民票の写し
- 二 同居承認申請者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類
- 三 同居承認申請者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る次に掲げる書類
 - イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類
 - (1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類
 - (2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書
 - ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三十規則二・一部改正)

- 2 前項の規定にかかわらず、同居承認申請者(桜町団地に係る同居承認申請者を除く。)は、個人番号を個人番号届出書(第二号様式)により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第四号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。

(平三十規則三七・追加)

(入居継続承認の申請)

第十四条 法第二十七条第六項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定により知事の承認を受けようとする者(以下「入居継続承認申請者」という。)は、入居者の死亡又は退去の日から一月以内に、県営住宅入居継続承認申請書(第二十号様式)

に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 入居継続承認申請者及び同居者の住民票の写し
- 二 入居継続承認申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
- 三 入居継続承認申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、これらの者に係る次に掲げる書類
 - イ 当該申請をしようとする日の区分に応じ、次に掲げる書類
 - (1) 当該申請をしようとする日が一月から六月までの間にある場合 その日の属する年の前前年の所得証明書及びその日の属する年の前年の所得金額を明らかにする源泉徴収票の写しその他の書類
 - (2) 当該申請をしようとする日が七月から十二月までの間にある場合 その日の属する年の前年の所得証明書
 - ロ イに掲げる書類に基づき収入を政令第一条第三号に規定するところにより算定するのに必要な同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類
- 四 入居者の死亡に係る申請の場合にあつては、入居者の死亡を証明する書類
- 五 その他知事が必要と認める書類
(平九規則二四・全改、平九規則七二・平一九規則四七・平二六規則五二・平三十規則二・一部改正)

- 2 前項の規定にかかわらず、入居継続承認申請者（桜町団地に係る入居継続承認申請者を除く。）は、個人番号を個人番号届出書（第二号様式）により知事に届け出た場合において、知事が別に定める場合に該当するときは、同項第一号に掲げる書類並びに同項第三号及び第五号に掲げる書類のうち知事が別に定めるものを添えないことができる。
(平三十規則三七・追加)

(返還届)

第十五条 条例第十七条第一項の規定による届出は、県営住宅返還届(第二十一号様式)によらなければならない。

(昭三九規則三〇・平九規則二四・一部改正)

(県営住宅監理員等の身分を示す証明書)

第十六条 条例第十七条第四項に規定する県営住宅監理員等の身分を示す証明書は、第二十二号様式によるものとする。

(平九規則二四・一部改正)

(明渡期限延長の申出)

第十七条 法第二十九条第八項(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)及び条例第十八条の規定による明渡期限の延長の申出は、県営住宅明渡期限延長申出書(第二

十三号様式)によらなければならない。

(平九規則二四・追加、平一九規則四七・一部改正)

(社会福祉事業に係る使用許可の申請)

第十八条 条例第二十条第一項の規定による県営住宅の使用の許可(以下「県営住宅の使用許可」という。)を受けようとする者は、県営住宅使用許可申請書(第二十四号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 条例第二十条第一項に規定する社会福祉事業に基づき共同生活を営むため県営住宅を住居とする者(以下「被援護者」という。)が所得金額を有する者である場合にあっては、これらの者に係る第十三条第三号イ及びロに掲げる書類

二 その他知事が必要と認める書類

(平三十規則三七・一部改正)

2 知事は、県営住宅の使用許可をしたときは、県営住宅使用許可書(第二十五号様式)を交付するものとする。

(平九規則二四・追加、平二六規則五二・一部改正)

(使用開始期限延長承認の申請)

第十九条 条例第二十一条第二項の規定により知事の承認を得ようとする者は、県営住宅使用開始期限延長承認申請書(第二十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用開始届)

第二十条 条例第二十一条第三項の規定による届出は、県営住宅の使用を開始した日から十五日以内に、県営住宅使用開始届(第二十七号様式)に被援護者の住民票の写しを添えて行わなければならない。

(平九規則二四・追加)

(社会福祉事業に係る使用料の徴収方法)

第二十一条 条例第二十二条の使用料(以下「使用料」という。)は、県営住宅の使用許可に係る使用期間の初日から県営住宅を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の使用期間が一月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、県営住宅の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が条例第二十五条において準用する条例第十七条第一項に規定する手続を経ないで県営住宅を立ち退いたときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの使用料を徴収するものとする。

(平九規則二四・追加)

(社会福祉事業に係る使用料の納期限)

第二十二條 使用料は、毎月月末(使用者が月の途中で県営住宅を明け渡すときは、当該県営住宅の明渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る異動届)

第二十三條 使用者は、被援護者に異動があつたときは、速やかに使用許可に係る異動届(第二十八号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る一部転用承認等の申請)

第二十四條 条例第二十五条において準用する法第二十七条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により知事の承認を得ようとする者は、それぞれ使用許可に係る県営住宅一部転用承認申請書(第二十九号様式)又は使用許可に係る県営住宅模様替(増築)承認申請書(第三十号様式)を知事に提出しなければならない。

(平九規則二四・追加)

(使用許可に係る返還届)

第二十五條 条例第二十五条において準用する条例第十七条第一項の規定による届出は、使用許可に係る県営住宅返還届(第三十一号様式)によらなければならない。

(平九規則二四・追加)

(特例入居に係る県営住宅の管理)

第二十六條 条例第二十六条第一項に規定する中堅所得者が県営住宅に入居する場合における第二条第一項、第三条、第十三条第一項及び第十四条第一項の規定の適用については、第二条第一項中「第五条」とあるのは「第二十六条第一項」と、「県営住宅入居申込書」とあるのは「県営住宅特例入居申込書」と、「公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号。以下「政令」という。)第一条第三号」とあるのは「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号。以下「省令」という。)第一条第三号」と、「収入(政令第一条第三号に規定する収入」とあるのは「所得(省令第一条第三号に規定する所得」と、第三条第一項中「条例第六条又は第七条第二項」とあるのは「条例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例(平成九年三月青森県条例第六号)第七条又は第八条第二項」と、「県営住宅入居承認書」とあるのは「県営住宅特例入居承認書」と、同条第二項中「条例第七条第一項」とあるのは「条

例第二十八条第二項において準用する青森県特定公共賃貸住宅条例第八条第一項」と、第十三条第一項第三号ロ及び第十四条第一項第三号ロ中「収入を政令第一条第三号」とあるのは「所得を省令第一条第三号」とする。

(平九規則七二・追加、平二六規則五二・平三十規則三七・一部改正)

(駐車場利用承認の申請)

第二十七条 条例第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、駐車場利用承認申請書(第三十二号様式)に自動車検査証の写しその他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場利用承認書)

第二十八条 知事は、条例第二十九条第一項の承認をしたときは、駐車場利用承認書(第三十三号様式)を交付するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(規則で定める額)

第二十九条 条例第三十条第一項に規定する規則で定める額は、別表第二のとおりとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の徴収方法)

第三十条 条例第三十条第一項の使用料(以下「駐車場の使用料」という。)は、条例第二十九条第一項の承認に係る利用期間の初日から駐車場を明け渡した日まで徴収する。

2 前項の場合において、その月の利用期間が一月に満たないときは、その月の駐車場の使用料は、日割計算によつて徴収する。

3 知事は、条例第二十九条第一項の承認を受けた者(以下「駐車場利用者」という。)が第三十四条に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡したときは、第一項の規定にかかわらず、明け渡した日を認定し、その日までの駐車場の使用料を徴収するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の納期限)

第三十一条 駐車場の使用料は、毎月末日(駐車場利用者が月の中で駐車場を明け渡すときは、当該駐車場の明け渡しを行う日)までに、その月分を納付しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場の使用料の減免)

第三十二条 条例第三十条第二項の規定により駐車場の使用料の減免を受けようとする者は、駐車場使用料減免申請書(第三十四号様式)にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請があつたときは、その減免の可否を決定し、駐車場使用料減免決定通知書(第三十五号様式)により通知するものとする。

(平一六規則七四・追加)

(駐車場利用変更届)

第三十三条 駐車場利用者は、駐車する車両又は駐車する車両の所有者若しくは使用者の氏名若しくは名称に変更があつたときは、速やかに駐車場利用変更届(第三十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(返還届)

第三十四条 駐車場利用者は、駐車場を明け渡そうとするときは、明渡しの日前五日までに、明渡しの日月日を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(平一六規則七四・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第三十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第二条の規定により同条に規定する指定管理者に県営住宅の団地及びその共同施設の管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、県営住宅の団地及びその共同施設の施設、設備等の維持管理に関することその他県営住宅の団地及びその共同施設の管理に関し必要な業務(個人番号届出書(第二号様式)の受理を除く。)を行う。

(平一七規則七二・追加)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の表の上欄に掲げる期間における第一条の三第三項第一号の規定の適用については、同号中「六十歳以上」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	平成二十四年三月三十一日において五十六歳以上
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	平成二十五年三月三十一日において五十七歳以上

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	平成二十六年三月三十一日において五十八歳以上
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年三月三十一日において五十九歳以上

(平二四規則一八・全改)

附 則(昭和三七年規則第八七号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第三〇号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第一〇号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第三号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第一五号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第二九号)
この規則は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第三七号)
この規則は、昭和五十九年九月一日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第四二号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五九年規則第五八号)
この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表多賀台団地の項及び同表是川団地の項の改正規定は、昭和六十年一月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第四一号)

この規則は、昭和六十年七月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第五五号)

この規則中、別表の城西団地の項の改正規定は公布の日から、同表の戸山団地の項の改正規定は昭和六十年十月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年規則第六八号)

この規則中、別表多賀台団地の項の改正規定は昭和六十年十二月一日から、同表戸山団地の項の改正規定は同月二十五日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第四〇号)

この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第四五号)

この規則は、昭和六十一年八月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第五〇号)

この規則は、昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則(昭和六一年規則第五四号)

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四号)

この規則は、昭和六十二年三月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第一六号)

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第四八号)

この規則は、昭和六十二年七月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第五七号)

この規則は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第六〇号)

この規則は、昭和六十二年九月一日から施行する。ただし、第二条第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六二年規則第七九号)

この規則は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、別表野木和団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第一一号)

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表宮園第二団地の項の改正規定中戸数に係る部分は、同月十五日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第四〇号)

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第五七号)

この規則は、昭和六十三年十月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第六七号)

この規則は、昭和六十三年十二月一日から施行する。

附 則(昭和六三年規則第六八号)

この規則は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第四一号)

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第四四号)

この規則は、平成元年七月一日から施行する。

附 則(平成元年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第五六号)

この規則は、平成元年十二月一日から施行する。

附 則(平成二年規則第一〇号)

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則(平成二年規則第二七号)

この規則は、平成二年七月一日から施行する。

附 則(平成二年規則第三八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第四一号)

この規則は、平成二年十月一日から施行する。

附 則(平成二年規則第四七号)

この規則は、平成二年十二月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第一〇号)

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第二八号)

この規則は、平成三年五月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第三五号)

この規則は、平成三年七月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第四八号)

この規則は、平成三年十月一日から施行する。

附 則(平成三年規則第五四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年規則第一〇号)

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

附 則(平成四年規則第三九号)

この規則は、平成四年七月一日から施行する。

附 則(平成四年規則第四六号)

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則(平成四年規則第六一号)

この規則は、平成五年一月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第一三号)

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年規則第三七号)

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成五年規則第四五号)

この規則は、平成五年十月一日から施行する。

附 則(平成五年規則第五四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年規則第一二号)

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第四二号)

この規則は、平成六年八月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第四八号)

この規則は、平成六年九月一日から施行する。

附 則(平成六年規則第六四号)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。ただし、別表白銀台団地の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第一五号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条の次に一条を加える改正規定及び第十六号様式の次に一様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年規則第六七号)

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則(平成七年規則第八七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第六四号)

この規則は、平成八年六月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第九〇号)

この規則は、平成八年十月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第九六号)

この規則は、平成八年十一月一日から施行する。

附 則(平成八年規則第一一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第二四号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において現に青森県県営住宅条例の一部を改正する条例(平成九年三月青森県条例第三十一号)による改正前の青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)の規定に基づいて設置し、及び管理している県営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、改正後の青森県県営住宅規則第二条、第三条、第七条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十七条、第一号様式、

第三号様式、第七号様式から第十四号様式まで、第十六号様式から第二十号様式まで及び第二十三号様式の規定は適用せず、改正前の青森県営住宅条例施行規則第二条、第三条、第六条の四から第八条まで、第十条から第十四条の二まで、第一号様式から第三号様式まで、第六号様式の四から第八号様式まで及び第十号様式から第十六号様式の二までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成九年規則第七二号)

この規則は、平成九年十月一日から施行する。ただし、第二条第二号、第六条、第七条第一号、第十三条第二号及び第十四条第二号の改正規定、第一号様式の(表)の改正規定(「◆」を「◆」に改める部分に限る。)、同様式の(裏)の注意事項の2の(1)の改正規定並びに第七号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第九一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年規則第一〇〇号)

この規則は、平成九年十一月十日から施行する。

附 則(平成九年規則第一〇六号)

この規則は、平成九年十一月三十日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第五号)

この規則は、平成十年一月三十日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一三号)

この規則は、平成十年三月二十日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第六九号)

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第七七号)

この規則は、平成十年十月一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第九四号)

この規則は、平成十年十月三十一日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一〇〇号)

この規則は、平成十年十一月十日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一〇六号)

この規則は、平成十年十一月三十日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一〇八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年規則第一一四号)

この規則は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第三四号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第六一号)

この規則は、平成十一年六月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第八〇号)

この規則は、平成十一年八月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一〇二号)

この規則は、平成十一年十月十一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一二三号)

この規則は、平成十一年十二月一日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一二八号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表小沢団地の項の改正規定は、平成十一年十二月二十日から施行する。

附 則(平成一一年規則第一三四号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第四七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一五九号)

この規則は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一六八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一七五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一七八号)

この規則は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一八五号)

この規則は、平成十二年十一月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一八六号)

この規則は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第二〇九号)

この規則は、平成十三年一月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第二号)

この規則は、平成十三年二月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年規則第五八号)

この規則は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第六七号)

この規則は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第八六号)

この規則は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則(平成一三年規則第九四号)

この規則は、平成十三年十二月二十五日から施行する。

附 則(平成一四年規則第五八号)

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則(平成一四年規則第七六号)

この規則は、平成十四年十二月一日から施行する。ただし、別表白銀台団地の項の改正規定は、平成十四年十二月六日から施行する。

附 則(平成一四年規則第九〇号)

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五三号)

この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第五七号)

この規則は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則(平成一五年規則第七四号)

この規則は、平成十五年九月十六日から施行する。

附 則(平成一五年規則第八〇号)

この規則は、平成十五年十二月十九日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五九号)

この規則は、平成十六年十月十八日から施行する。

附 則(平成一六年規則第六五号)

この規則は、平成十六年十二月二日から施行する。

附 則(平成一六年規則第六七号)

この規則は、平成十六年十二月十七日から施行する。

附 則(平成一六年規則第七四号)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 青森県県営住宅条例の一部を改正する条例(平成十六年十月青森県条例第五十四号)による改正後の青森県県営住宅条例(昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号)第二十九条第一項の承認を受けようとする者は、この規則の施行前においても、改正後の青森県県営住宅規則第二十七条の規定の例により、同項の承認の申請をすることができる。

附 則(平成一七年規則第六〇号)

この規則は、平成十七年五月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第七二号)

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)附則第十五項の規定の施行の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第八九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第九四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第一一三号)

この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第二五号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第六二号)

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第七八号)

この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第九七号)

この規則は、平成十八年十二月一日から施行する。

附 則(平成一八年規則第一〇五号)

この規則は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第五号)

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四七号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第八七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年規則第二六号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年規則第二一号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第二十四号様式及び第二十五号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年規則第一八号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二四年規則第四九号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年規則第一六号)
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年規則第四八号)
この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

附 則(平成二六年規則第三七号)
この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年規則第五二号)
この規則は、平成二十六年十二月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第七号)
この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第二〇号)
この規則は、平成二十七年五月一日から施行する。

附 則(平成三十年規則第三七号)
この規則は、平成三十一年六月一日から施行する。ただし、事項の規定は、交付の日から施行する。

2 県営住宅の入居者又は同居者は、この規則の施行の日前においても、改正後の青森県県営住宅規則の規定の例により、当該入居者又は同居者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）を知事に届け出ることができる。

別表第一(第一条の二関係)

(昭五九規則一五・追加、昭五九規則二九・昭五九規則三七・昭五九規則四二・昭五九規則五八・昭六〇規則四一・昭六〇規則四二・昭六〇規則五五・昭六〇規則六八・昭六一規則四〇・昭六一規則四五・昭六一規則五〇・昭六一規則五四・昭六二規則四・昭六二規則一六・昭六二規則四八・昭六二規則五七・昭六二規則六〇・昭六二規則七九・昭六三規則一一・昭六三規則四〇・昭六三規則五七・昭六三規則六七・昭六三規則六八・平元規則四一・平元規則四四・平元規則五二・平

元規則五三・平元規則五六・平二規則一〇・平二規則二七・平二規則三八・平二規則四一・平二規則四七・平三規則一〇・平三規則二八・平三規則三五・平三規則四八・平四規則五四・平四規則一〇・平四規則三九・平四規則四六・平四規則六一・平五規則一三・平五規則二七・平五規則三七・平五規則四四・平五規則四五・平五規則五四・平六規則一二・平六規則四二・平六規則四八・平六規則六四・平七規則一・平七規則一五・平七規則六七・平七規則八七・平八規則六四・平八規則九〇・平八規則九六・平八規則一一〇・平九規則二四・平九規則九一・平九規則一〇〇・平九規則一〇六・平一〇規則五・平一〇規則一三・平一〇規則六九・平一〇規則七七・平一〇規則九四・平一〇規則一〇〇・平一〇規則一〇六・平一〇規則一〇八・平一〇規則一一四・平一一規則六一・平一一規則八〇・平一一規則八二・平一一規則一〇二・平一一規則一二三・平一一規則一二八・平一一規則一三四・平一二規則四七・平一二規則一五九・平一二規則一六八・平一二規則一七五・平一二規則一七八・平一二規則一八五・平一二規則一八六・平一二規則二〇九・平一三規則二・平一三規則五六・平一三規則五八・平一三規則六七・平一三規則八六・平一三規則九四・平一四規則五八・平一四規則七六・平一四規則九〇・平一五規則五三・平一五規則五七・平一五規則七四・平一五規則八〇・平一六規則五九・平一六規則六五・平一六規則六七・一部改正、平一六規則七四・旧別表・一部改正、平一七規則六〇・平一七規則七六・平一七規則九四・平一七規則一一三・平一八規則二五・平一八規則五六・平一八規則六二・平一八規則九七・平一八規則一〇五・平一九規則五・平一九規則四七・平一九規則八七・平二〇規則三・平二一規則二六・平二七規則七・一部改正)

県営住宅の団地の名称	戸数	共同施設
野木和団地	二百十戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
幸畑団地	百六十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
桜川団地	百四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
小柳団地	三百六十戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐車場
平和台団地	二百二十四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
浜館団地	百十九戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場
南桜川団地	百九十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路、駐車場

戸山団地	六百六十三戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
ベイサイド柳川	百七十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
城西団地	二百四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
小沢団地	二百十七戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
小沢第二団地	九十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
城東団地	九十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
浜の町団地	百九十八戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
宮園団地	百十二戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐 車場
宮園第二団地	二百戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
宮園第三団地	六十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
茂森団地	六十六戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐 車場
旭ヶ丘団地	百四戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
多賀台団地	百戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
白銀台団地	百四十三戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
是川団地	二百十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
河原木団地	七百二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
岬台団地	六十四戸	児童遊園、広場及び緑地、通路、駐 車場
白山台団地	七十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場

ちとせ団地	八戸	駐車場
松島団地	五十六戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
新宮団地	九十七戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
広田団地	二百四十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
上平団地	五十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
桜町団地	三十五戸	集会所、広場及び緑地、通路、駐車 場
中央団地	三十二戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
昭和団地	八十一戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
山田団地	三十戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場
金谷団地	七十八戸	児童遊園、集会所、広場及び緑地、 通路、駐車場

別表第二(第二十九条関係)

(平一六規則七四・追加、平一七規則六〇・平一八規則二五・平一八規則七八・平
一九規則五・平一九規則四七・平二〇規則三・平二一規則二六・平二二規則二一・
平二五規則一六・平二七規則二〇・一部改正)

区分		金額(月額)
野木和団地	駐車区画A	千九百円
	駐車区画B	千八百円
幸畑団地	駐車区画A	二千元 (未舗装の駐車区画にあつては、八百 円)
	駐車区画B	千九百円
	駐車区画C	千八百円
	駐車区画D	千七百円
桜川団地	駐車区画A	二千八百円
	駐車区画B	二千三百円

	駐車区画C	二千二百円
小柳団地	駐車区画A	二千七百円
	駐車区画B	二千六百元
	駐車区画C	二千九百元
平和台団地	駐車区画A	千七百円
	駐車区画B	千七百円
	駐車区画C	千六百元
浜館団地	駐車区画A	二千七百円
	駐車区画B	二千五百円
	駐車区画C	二千四百元
南桜川団地	駐車区画A	二千円
	駐車区画B	二千円
戸山団地	駐車区画A	千九百元
	駐車区画B	千八百元
	駐車区画C	二千円
	駐車区画D	二千円
	駐車区画E	二千円
	駐車区画F	千九百元
	駐車区画G	千八百元
ベイサイド柳川	駐車区画A	二千五百円
	駐車区画B	二千四百元
	駐車区画C	二千四百元
城西団地		二千二百円
小沢団地		千七百円
小沢第二団地		千六百元
城東団地		二千円
浜の町団地		千七百円
宮園団地		二千二百円
宮園第二団地		二千三百円
宮園第三団地		二千二百円
茂森団地		千七百円
旭ヶ丘団地	駐車区画A	二千二百円
	駐車区画B	二千円
多賀台団地		千七百円
白銀台団地		千七百円

是川団地	駐車区画A	千七百万円
	駐車区画B	千六百万円
	駐車区画C	千七百万円
	駐車区画D	千六百万円
河原木団地	駐車区画A	千九百万円
	駐車区画B	二千三百万円
	駐車区画C	二千四百万円
岬台団地		千七百万円
白山台団地		二千百万円
ちとせ団地		千五百万円
松島団地		千五百万円
新宮団地		千五百万円
広田団地		千五百万円
上平団地		千三百万円
桜町団地		二千百万円
中央団地		千六百万円
昭和団地		千四百万円
山田団地		千三百万円
金谷団地		千四百万円

第1号様式(第2条、第26条関係)

(平9規則24・全改、平9規則72・平11規則34・平18規則25・平20規則13・平24規則18・平26規則52・一部改正)

(表)

	年 月 日
青森県知事 殿	申込者 現住所
	氏名 印
	電話番号 (自宅)
	(勤務先)
県営住宅(特例)入居申込書	
県営住宅に入居したいので、関係書類を添えて申し込みます。	
この申込書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居予定者が暴力団員であるときは、入居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。	
また、私又は同居予定者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。	

1 入居を希望する住宅及び時期											
入居を希望する住宅		入居を希望する時期									
団地名	規模及び構造	年 月									
2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況											
	フリガナ 氏名	生年月日	続柄	職業	勤務先又は学校名	所得の種別				年間所得金額 (円)	備考
						給与所得	事業所得	年金に係る所得	その他		
申込者及び同居予定者			本人								
別居する扶養親族											
3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ											
	高齢者世帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	非該当							
		(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)									

注 申込書の記入及び提出に当たっては、裏の注意事項をよく読むこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

(裏)

4 住宅の困窮事情					注意事項
		区分	具体的内容	証明欄	
	1	住宅以外の建物又は場所に居住している。		左記について相違ありません。 地区民生委員 住所 氏名 印	1 次の書類を添付すること。 (1) 住民票の写し (2) 入居申込者及び同居予定者が県税を滞納していないことを証明する書類 (3) 所得金額を有する者にあつては、1月から6月までの申込みの場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申込みの場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するた
	2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。		左記について相違ありません。 地区民生委員 住所 氏名 印	
	3	他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている。			
	4	住宅がないため親族と同居できない。			
	5	住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある。			
	6	正当な理由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がない(自己の責め		左記について相違ありません。 家主 住所 氏名 印	

		による場合を除く。)			めの控除対象配偶者等に関する
	7	遠距離通勤している。	交通手段 片道所要時間 時間分	左記について相違ありません。 勤務先の長 氏名 印	事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し) 2 記入上の注意
	8	収入に比して著しく過大な家賃の支払をしている。	現在の家賃 円	左記について相違ありません。 家主 住所 氏名 印	(1) 「2 申込者、同居予定者及び扶養親族の氏名並びに所得金額等の状況」について
	9	住宅がないため婚約中であるが結婚できない。		左記について相違ありません。 媒酌人 住所 氏名 印	イ 「所得の種別」欄は、給与所得、事業所得又は年金に係る所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。
	10	その他			ロ 「年間所得金額」欄は、次により記入すること。 (イ) 1月から6月までの申込みの場合 次に掲げる額を合計した金額を

	<p>記入すること。</p> <p style="text-align: center;">a</p> <p>給与所得については、前年分の源泉徴収票の給与所得控除後の金額の欄に記載されている額</p> <p style="text-align: center;">b</p> <p>給与所得以外の所得については、前年の収入金額から必要経費等を控除した額</p> <p style="text-align: center;">(ロ) 7</p> <p>月から12月までの申込みの場合</p> <p style="text-align: center;">前</p> <p>年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。</p> <p style="text-align: center;">ハ 申込</p> <p>者若しくは同居予定者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合にあつては、その旨を「備考」欄に記入す</p>
--	--

	<p>ること。</p> <p>(2) 「3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」について</p> <p>イ 申込者が昭和31年4月1日以前に生まれた者で、かつ、同居予定者のいずれもが同日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。</p> <p>ロ 申込者又は同居予定者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。</p> <p>(イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの</p> <p>(ロ) 精神障害者で障</p>
--	--

	<p>害の程度が1級又は2級のもの</p> <p style="text-align: center;">(ハ)</p> <p>知的障害者で障害の程度が精神障害の1級又は2級に相当するもの</p> <p style="text-align: center;">(ニ)</p> <p>戦傷病者、被爆者、ハンセン病療養所入所者又は引揚者</p> <p style="text-align: center;">ハ 同居</p> <p>予定者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。</p> <p>3 特例入居申込者にあつては、「3 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」及び「4 住宅の困窮事情」の記入を要しない。</p>
--	---

(表)
個人番号届出書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所

届出者氏名

電話番号(自宅)

(勤務先)

団 地 名

住宅の番号 棟 号

下記のとおり個人番号を届け出ます。

記

フリガナ 氏名	続柄	個 人 番 号											
	本人												

注 1 個人番号を届け出た者で、知事が個人番号を利用して道府県民税又は市町村民税に関する情報を取得することに同意するものは、裏面の同意書に署名すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
同意者	続柄	フリガナ	
		氏名	
	届出日の属する年の前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		
	届出日の属する年の前前年1月1日現在の住所地 (都道府県市区町村名)		

注 「同意者」欄の「氏名」については、同意者自身が署名することを原則とするものであること（代理人が署名する場合は、同意者本人の委任状を添付すること。）。

第3号様式(第3条、第26条関係)

(平9規則24・全改、平9規則72・一部改正)

年 月 日

殿

青森県知事

印

県営住宅(特例)入居承認書

下記のとおり県営住宅の入居を承認します。

年 月 日までに請書の提出及び敷金の納付の手続をして下さい。

記

団地名						
住宅の番号	棟 号					
県営住宅所在地						
入居 決定 者及 び同	氏名	入居決定者との続柄	年齢	氏名	入居決定者との続柄	年齢
		本人				

居予 定者						
計 人						
家賃月額		円	家賃適用期間	年 月まで	敷金	円
認定収入月額		円	合計所得金額		円	合計控除金額
						円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第4号様式(第4条関係)

(平9規則24・全改)

年 月 日

青森県知事 殿

現住所

入居決定者氏名

印

請書

このたび、下記県営住宅の入居の承認を受けましたが、住宅の使用に当たっては、公営住宅法及び同法に基づく命令並びに青森県県営住宅条例及び青森県県営住宅規則を遵守します。

記

団地名	
住宅の番号	棟 号
県営住宅所在地	

私は、上記県営住宅の入居決定者 の連帯保証人として、入居決定者の住宅使用に係る家賃その他の債務について入居決定者と連帯して履行します。

連帯保証人 現住所

氏名

印

勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)
連帯保証人 現住所
氏名 印
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)

- 注 1 連帯保証人の印は、印鑑登録済みのものとし、印鑑証明書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式(第5条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・平9規則24・一部改正)

年 月 日
青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 印

保証人変更承認申請書

下記のとおり保証人を変更したいので、青森県県営住宅規則第5条の規定により申請
します。

記

旧保証人 住所
氏名
住所
氏名
新保証人 住所
氏名
勤務先
電話番号(自宅)
(勤務先)
住所
氏名
勤務先

電話番号(自宅)
(勤務先)

保証人変更の理由

- 注 1 請書を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式(第5条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・平9規則24・平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

保証人住所等変更届

下記のとおり変更があつたので、青森県県営住宅規則第5条の規定により届け出ます。

記

変更事項		旧	新	変更年月日
住所				
氏名				
勤務先				
電話番号	自宅			
	勤務先			

--	--	--	--	--

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式の2(第6条の2関係)

(平7規則15・追加、平9規則24・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居決定者氏名 印

県営住宅入居期限延長承認申請書

青森県県営住宅条例第8条の2第2項の規定により、下記のとおり県営住宅への入居期限の延長を申請します。

記

- 1 当初の入居期限 年 月 日
- 2 入居予定日 年 月 日
- 3 延長の理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式の3(第6条の3関係)

(平7規則15・追加、平9規則24・平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県営住宅入居届

年 月 日に県営住宅に入居したので、青森県県営住宅条例第8条の2第3項の規定により届け出ます。

同居者													
別居する扶養親族													

2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ

高齢者世帯	障害者等を含む世帯	子育て世帯	非該当
	(イ)・(ロ)・(ハ)・ (ニ)		

注 申告書の記入及び提出に当たっては、裏の注意事項をよく読むこと。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

(裏)

注意事項

1 所得金額を有する者にあつては、次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(2)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

- (1) 前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)
- (2) 収入を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)

2 記入上の注意

- (1) 「1 所得金額等の状況」について

イ 「所得の種別」欄は、給与所得、事業所得又は年金に係る所得を有する者にあつては該当する欄に○印を、その他の所得を有する者にあつては「その他」欄にその種別を記入すること。

ロ 「年間所得金額」欄には、前年の所得証明書の合計所得の欄に記載されている金額を記入すること。

ハ 入居者若しくは同居者が障害者(特別障害者)若しくは寡婦(寡夫)である場合又は別居する扶養親族が障害者(特別障害者)である場合にあつては、その旨を「備考」欄に記入すること。

- (2) 「2 高齢者世帯、障害者等を含む世帯又は子育て世帯に関する調べ」について

イ 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者で、かつ、同居者のいずれもが同日以前に生まれた者又は18

歳未満の者である場合にあつては、「高齢者世帯」欄に○印を記入すること。

ロ 入居者又は同居者が次のいずれかに該当する場合にあつては、「障害者等を含む世帯」欄の該当するものを○で囲むこと。

- (イ) 身体障害者で障害の程度が1級から4級までのもの
- (ロ) 精神障害者で障害の程度が1級又は2級のもの
- (ハ) 知的障害者で障害の程度が精神障害の1級又は2級に相当するもの
- (ニ) 戦傷病者、被爆者、ハンセン病療養所入所者又は引揚者

ハ 同居者が小学校就学の始期に達するまでの者である場合にあつては、「子育て世帯」欄に○印を記入すること。

ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(2)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

第8号様式(第8条関係)

(平9規則24・全改)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名 殿

青森県知事 印

収入認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり収入を認定したので通知します。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額
円	円	円

認定年月日	家賃月額	家賃適用期間
年 月 日	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第9号様式(第8条関係)

(平9規則24・追加、平19規則47・一部改正)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名 殿

青森県知事 印

収入超過者認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項及び第10条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり収入を認定するとともに収入超過者として認定したので通知します。

ついては、公営住宅法第28条第1項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第28条第1項)の規定に基づき、住宅を明け渡すよう努めてください。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

入居期間	家賃月額	家賃適用期間
年 月	円	年 月から 年 月まで

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第10号様式(第8条関係)

(平9規則24・追加、平19規則47・一部改正)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名 殿

青森県知事 印

高額所得者認定通知書

青森県県営住宅条例第10条第2項及び第10条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収入を認定するとともに高額所得者として認定したので通知します。

ついで、公営住宅法第29条第1項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第1項)の規定に基づく明渡しの請求を受けたときは、住宅を明け渡していただくこととなりますので、併せて通知します。

記

認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額	認定年月日
円	円	円	年 月 日

入居期間	家賃月額	家賃適用期間
------	------	--------

年 月	円	年 月から 年 月まで
-----	---	----------------

合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

この認定に関し不服があるときは、この通知を受けた日から1月以内に、意見書に必要な書類を添えて知事に提出してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第11号様式(第8条関係)

(平9規則24・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 印

意見書

収入の認定

年 月 日付け 第 号で

収入の認定及び収入超過者(高額所得

者)としての認定

を受けましたが、下記の理由により

収入を更正して

収入超過者(高額所得者)と

し
収入を更正し、収入超過者
(高

ての認定を取り消して ください。
額所得者)としての認定を取り消して

記

理由

- 注 1 理由を証明する書類等必要と認める書類を添付することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第12号様式(第8条関係)
(平9規則24・追加)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名 殿

青森県知事

印

収入更正・収入超過者(高額所得者)認定取消通知書

青森県県営住宅条例

第10条第3項

第10条の2第3項において準用する同条例第10条第3項
第10条第3項及び第10条の2第3項において準用する同条
例第10

の規定に基づき、下記のとおり

収入を更正した
収入超過者(高額所得者)
としての認定を取り
収入を更正し、収入超過者
(高額所得者)として

条第3項

消した ので通知します。
の認定を取り消した

記

	認定収入月額	合計所得金額	合計控除金額
更正前	円	円	円
更正後	円	円	円

収入超過者としての認定の有無	家賃月額	家賃適用期間
	円	年 月から 年 月まで

更正後の合計所得金額の内訳

続柄	所得金額を有する者の氏名	年間所得金額(円)
本人		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式(第9条関係)

(平9規則24・追加)

(表)

年 月 日			
青森県知事 殿			
		団地名	
		住宅の番号	棟 号
		県営住宅所在地	
		入居者(入居決定者)氏名	印
県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書			
青森県県営住宅条例第13条(第14条第4項)の規定により家賃(敷金)の減免(徴収猶予)を受けたいので、下記のとおり申請します。			
記			
1 希望する減免(徴収猶予)の内容			
		家賃の減免(徴収猶予)	敷金の減免(徴収猶予)
	減免(徴収猶予)を受けようとする金額	月額 円	円
	減免(徴収猶予)を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで

	合計	名	月収合計	円	平均支出月額	円
<p>注 1 「2 減免(徴収猶予)を希望する理由」については、収入が著しく低額であること、病気にかかったこと、災害により著しい損害を受けたこと等を具体的に記入し、記入した事項を証明する書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、一部の書類を添付しないことができる場合がある。</p> <p>2 「3 入居者、同居者及び扶養親族の収入等の状況」については、入居者、同居者及び別居中の扶養親族全員について記入し、入居者又は同居者が障害者(特別障害者)又は寡婦(寡夫)である場合にあっては、「備考」欄にその旨を記入すること。</p> <p>3 入居決定者にあつては、「3 入居者、同居者及び扶養親族の収入等の状況」の記入を要しない。</p>						

第14号様式(第9条関係)

(平9規則24・追加、平21規則26・一部改正)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者(入居決定者)氏名 殿

青森県知事

印

県営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)決定通知書

さきに申請のあつた家賃(敷金)の減免(徴収猶予)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

	家賃	敷金
減免(徴収猶予)をする金額	月額 円	円
減免(徴収猶予)後の額	月額 円	円

期間	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第15号様式(第10条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第9号様式線下・一部改正、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

県営住宅不在届

下記のとおり県営住宅を引き続き15日以上不在にするので、青森県県営住宅規則第10条の規定により届け出ます。

記

不在期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
不在の理由	
不在中の連絡者	

	住所
	氏名
	電話番号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号様式(第11条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第10号様式繰下・一部改正、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名

異動届

下記のとおり異動があつたので、青森県県営住宅規則第11条の規定により届け出ます。

記

氏名	入居者の続柄	異動年月日	異動内容

--	--	--	--

注 1 「異動内容」欄には、勤務先に変更があつた場合は変更後の勤務先の所在地、名称及び電話番号を、同居者に異動があつた場合は出生、死亡、転出等の別を記入すること。

2 出生の場合は住民票の写しを、死亡の場合は死亡を証明する書類を、転出の場合は転出証明書の写し又は住民票の写しを添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第17号様式(第12条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第12号様式繰下・一部改正、平19規則47・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 印

県営住宅一部転用承認申請書

私が使用している県営住宅の一部を下記のとおり住宅以外の用途に使用したいので、公営住宅法第27条第3項ただし書(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第3項ただし書)の規定により申請します。

記

住宅以外の用途に使用する目的	
住宅以外の用途に使用する面積	

転用開始年月日	年 月 日
---------	-----------------

- 注 1 一部転用の箇所、面積等について明らかとなる図面を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第18号様式(第12条関係)

(昭53規則10・全改、平6規則64・一部改正、平9規則24・旧第13号様式繰下・一部改正、平19規則47・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
 住宅の番号 棟 号
 県営住宅所在地
 入居者氏名 印

県営住宅模様替(増築)承認申請書

私を使用している県営住宅について下記のとおり模様替(増築)したいので、公営住宅法第27条第4項ただし書(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第4項ただし書)の規定により申請します。

記

模様替え(増築)の理由		
模様替(増築)工事	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日

- 注 1 模様替(増築)工事の図面を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第19号様式(第13条、第26条関係)

(平9規則24・追加、平9規則72・平19規則47・平20規則13・平26規則52・平30規則2・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名 印

県営住宅同居承認申請書

下記の者を新たに県営住宅に同居させたいので、公営住宅法第27条第5項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第5項)の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私、同居者若しくは新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、同居の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私、同居者又は新たに同居させようとする者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

同居させようとする者の氏名	入居者との続柄	生年月日	現住所		勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
同居の理由						
同居の時期	年 月 日から					
現在の入居者及び同居者の状況	氏名	入居者との続柄	生年月日	勤務先又は学校名		年間所得金額(円)
		本人				

注 1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

(1) 新たに同居させようとする者の住民票の写し

(2) 入居者、同居者及び新たに同居させようとする者が県税を滞納していないことを証明する書類

(3) 入居者、同居者又は新たに同居させようとする者が所得金額を有する者である場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第20号様式(第14条、第26条関係)

(平9規則24・追加、平9規則72・平19規則47・平20規則13・平26規則52・平30規則2・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

申請者氏名 印

県営住宅入居継続承認申請書

下記のとおり引き続き県営住宅に入居したいので、公営住宅法第27条第6項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第6項)の規定により申請します。

この申請書に記載した事項は事実と相違なく、虚偽の記載があるとき又は私若しくは同居者が暴力団員であるときは、入居継続の承認を受けられず、又は取り消されても異議ありません。

また、私又は同居者が暴力団員であるかどうかについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

記

理由					
入居者との続柄					
申請者及び同居者	氏名	申請者との続柄	生年月日	勤務先又は学校名	年間所得金額(円)
		本人			

注 1 次の書類を添付すること。ただし、個人番号を届け出たときは、(1)の書類及び(3)の書類のうち一部の書類を添付しないことができる場合がある。

- (1) 申請者及び同居者の住民票の写し
- (2) 申請者及び同居者が県税を滞納していないことを証明する書類
- (3) 申請者又は同居者が所得金額を有する者である場合にあつては、1月から6

月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入(所得)を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)

- (4) 入居者の死亡に係る申請の場合にあつては、入居者の死亡を証明する書類

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第21号様式(第15条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名

住宅の番号

棟 号

県営住宅所在地

入居者氏名

県営住宅返還届

下記のとおり県営住宅を返還したいので、青森県県営住宅条例第17条第1項の規定により届け出ます。

記

退去年月日	
転居先	
未納家賃の額	
模様替(増築)の状況	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第22号様式(第16条関係)

(昭53規則10・全改、平9規則24・旧第18号様式繰下・一部改正)

(表)

第 号	6.5センチメートル
青森県県営住宅検査員証	
職 所属 氏名 生年月日	
上記の者は、青森県県営住宅条例第17条第1項及び第2項の規定により県営住宅の検査をする者であることを証明する。	

年 月 日	
青森県知事	印
9センチメートル	

(裏)

青森県営住宅条例(抄)
<p>(検査)</p> <p>第17条 入居者は、県営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに、規則で定めるところにより、知事に届け出て、当該県営住宅について、県営住宅監理員又は知事の指定する職員の検査を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員又はその指定する職員に随時県営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。</p> <p>3 前項の検査において、県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承認を得なければならない。この場合において、当該県営住宅の入居者は、正当な理由がなければ同項の検査を拒むことができない。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>

第23号様式(第17条関係)

(平9規則24・追加、平19規則47・平29規則28・一部改正)

青森県知事 殿

年 月 日

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
入居者氏名 印

県営住宅明渡期限延長申出書

公営住宅法第29条第8項(青森県県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第7項)及び青森県県営住宅条例第18条の規定により、下記のとおり県営住宅の明渡期限の延長を申し出ます。

記

- 1 指定明渡期限 年 月 日
- 2 延長明渡期限 年 月 日
- 3 延長の理由

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第24号様式(第18条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・平12規則161・平17規則89・平19規則47・平22規則21・平30規則2・一部改正)

青森県知事 殿

年 月 日

申請者 住所
名称

代表者の氏名

印

県営住宅使用許可申請書

下記のとおり県営住宅を社会福祉事業のために使用したいので、青森県県営住宅条例第20条第1項の規定により申請します。

記

使用を希望する県営住宅	団地名		
	住宅の番号	棟	号
	所在地		
使用目的	児童自立生活援助事業 小規模住居型児童養育事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 共同生活介護を行う事業 共同生活援助を行う事業 ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業		
使用希望期間	年 月 日から 年 月 日まで		
被援護者の氏名等	氏名	生年月日	年間所得金額(円)

注 1 被援護者が所得金額を有する場合にあつては、1月から6月までの申請の場合は前前年の所得証明書(税務署長又は市町村長の発行のもの)及び前年の所得金額を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)、7月から12月までの申請の場合は前年の所得証明書とこれらの書類に基づき収入を算定するための同一生計配偶者等に関する事項を明らかにする書類(例：源泉徴収票の写し)を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第25号様式(第18条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・平12規則161・平17規則89・平19規則47・平22規則21・一部改正)

県営住宅使用許可書

指令第 号

使用者 住所
名称

年 月 日付で申請のあつた県営住宅の使用については、次の条件を付して許可する。

年 月 日

青森県知事

印

(使用住宅)

第1条 使用を許可する県営住宅(以下「使用住宅」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 団地名
- (2) 住宅の番号
- (3) 所在地

(使用目的の指定)

第2条 使用者は、使用住宅を児童自立生活援助事業(小規模住居型児童養育事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護を行う事業、共同生活援助を行う事業、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業)の用に供するものとする。

(使用期間及び使用開始期限)

第3条 使用期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。

2 使用者は、年 月 日までに使用住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第4条 使用料は、月額 円とする。

(県営住宅の返還)

第5条 使用者は、使用期間が満了したとき、又はこの許可の取消しを受けたときは、使用住宅を原形に復して返還しなければならない。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第26号様式(第19条関係)

(平9規則24・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
名称
印

代表者の氏名

県営住宅使用開始期限延長承認申請書

青森県県営住宅条例第21条第2項の規定により、下記のとおり県営住宅の使用開始期限の延長を申請します。

記

使用する県営住宅	団地名	
	住宅の番号	棟 号
	所在地	
当初の使用開始期限		年 月 日
使用開始予定日		年 月 日
延長の理由		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第27号様式(第20条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
名称
代表者の氏名

県営住宅使用開始届

下記のとおり県営住宅の使用を開始したので、青森県県営住宅条例第21条第3項の規定により届け出ます。

記

使用する県営住宅	団地名	
	住宅の番号	棟号
	所在地	
使用開始期限		年 月 日
使用開始日		年 月 日

- 注 1 被援護者の住民票の写しを添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第28号様式(第23条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
名称
代表者の氏名

使用許可に係る異動届

下記のとおり異動があつたので、青森県県営住宅規則第23条の規定により届け出ます。

記

使用する県営住宅	団地名	
	住宅の番号	棟号

	所在地			
被援護者の氏名		異動年月日	異動内容	備考

- 注 1 「異動内容」欄には、転出、転入等の別を記入すること。
 2 転出の場合にあつては、転出証明書の写し又は住民票の写しを添付すること。
 3 転入の場合にあつては、「備考」欄に転入者の生年月日を記入するとともに、住民票の写しを添付すること。
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第29号様式(第24条関係)
 (平9規則24・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
 名称
 代表者の氏名 印

使用許可に係る県営住宅一部転用承認申請書

下記のとおり県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する公営住宅法第27条第3項ただし書の規定により申請します。

記

使用する県営住宅	団地名	
----------	-----	--

	住宅の番号	棟 号
	所在地	
住宅以外の用途に使用する目的		
住宅以外の用途に使用する面積		
転用開始年月日	年 月 日	

- 注 1 一部転用の箇所、面積等について明らかとなる図面を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第30号様式(第24条関係)
 (平9規則24・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
 名称
 印

代表者の氏名

使用許可に係る県営住宅模様替(増築)承認申請書

下記のとおり県営住宅を模様替(増築)したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する公営住宅法第27条第4項ただし書の規定により申請します。

記

使用する県営住宅	団地名	
	住宅の番号	

		棟号
	所在地	
模様替(増築)の理由		
模様替(増築)工事	着工年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日

- 注 1 模様替(増築)工事の図面を添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第31号様式(第25条関係)

(平9規則24・追加、平11規則34・一部改正)

年 月 日

青森県知事 殿

使用者 住所
 名称
 代表者の氏名

使用許可に係る県営住宅返還届

下記のとおり県営住宅を返還したいので、青森県県営住宅条例第25条において準用する同条例第17条第1項の規定により届け出ます。

記

使用する県営住宅	団地名	
----------	-----	--

	住宅の番号	棟号
	所在地	
退去年月日		
模様替(増築)の状況		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第32号様式(第27条関係)
(平16規則74・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

住宅の番号 棟号
 利用者氏名 団地名
 県営住宅所在地 印

駐車場利用承認申請書

下記のとおり駐車場を利用したいので、青森県県営住宅条例第29条第1項の規定により申請します。

記

自動車登録番号又は車両番号	
使用料	月額 円
条件	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第34号様式(第32条関係)
(平16規則74・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名 印

駐車場使用料減免申請書

青森県県営住宅条例第30条第2項の規定により駐車場の使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 希望する減免の内容

減免を受けようとする金額	月額 円
減免を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 減免を希望する理由

- 注 1 減免を希望する理由を証明する書類を添付すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第35号様式(第32条関係)

(平16規則74・追加、平21規則26・一部改正)

年 月 日

団地名

住宅の番号 棟 号

県営住宅所在地

利用者氏名 殿

青森県知事 印

駐車場使用料減免決定通知書

さきに申請のあつた駐車場の使用料の減免について、下記のとおり決定したので通知します。

記

減免をする金額	月額	円
減免後の使用料の額	月額	円
期間	年 月 日から	年 月 日まで

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第36号様式(第33条関係)
(平16規則74・追加)

年 月 日

青森県知事 殿

団地名
住宅の番号 棟 号
県営住宅所在地
利用者氏名

駐車場利用変更届

下記のとおり変更があつたので、青森県県営住宅規則第33条の規定により届け出ます。

記

変更事項	旧	新	変更年月日
車種名			
自動車登録番号又は車両番号			
長さ	cm	cm	
幅	cm	cm	
高さ	cm	cm	
所有者の氏名又は名称			
使用者の氏名又は名称			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。